

豊岡市景観ガイドライン

出石城下町景観形成重点地区



豊 岡 市

1 出石城下町地区の歴史と町並み

出石の歴史は古く、「古事記」や「日本書紀」にも地名が記されています。出石は、室町時代に山名氏が此隅山や有子山に城を築き繁栄を極めました。慶長9年に小出吉英が有子山の山麓に城を移し、城を中心に町割が整備されて、上級武家屋敷地を取り囲むように内堀を巡らせ、その外に町人地、さらにその外側に旧出石川と谷山川を挟んで下級武士の町が置かれました。

出石城下町は、明治9年の大火

により多くの家屋が焼失しましたが、江戸時代（文化7年）の出石城下町絵図と比べるとわかるように、間口が狭く奥行ある宅地形状や道の形は今も変わっていません。敷地規模の大きい武家地では公共施設が建てられていますが、町人地では現在も江戸時代の町割に沿って、赤土色や鳥の子色の土壁や白漆喰の壁面に黒やいぶし銀の瓦屋根の町家が平入りで建ち並び、その外縁部に社寺が集まっています。この家並みと有子山など周辺の山並み、谷山川などの河川とが一体となり「但馬の小京都」と呼ばれる風情を生み出しています。

出石城跡や有子山、入佐山などから眺める出石城下町の町並みは、江戸時代からの街路構成が現在も継承されており、道路幅員も当時ままとなっているなど城下町の町割が残っています。また、建物は2階建てで多少高さが異なるものの道路面に対して平入りの勾配屋根は城下町で統一が図られるなど、高台から眺める眺望は当時の面影を残しています。

近年は、城下町を見下ろす出石城跡の整備や近畿で最古の芝居小屋である永楽館が復原され、酒蔵や寺社の改修も進み、歴史的景観資源の保全整備が進んでいます。また、初午大祭、大行列で参勤交代の模様を今に伝えるお城まつりのためのしつらえづくりなどの様々な活動が景観の保全に繋がっています。

このように、歴史性が色濃く残る出石城下町の景観は、文化財としての価値だけでなく、それが美しく、地域の人々の誇りであるからこそ大切に受け継いでいく価値があるとともに、住民自らが積極的に町並み景観などの保全や創造に取り組んでいることから、『景観形成重点地区』に指定しています。なお、中心部の約23.1haは、全国的にも数少ない貴重な「城下町」として平成19年12月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。



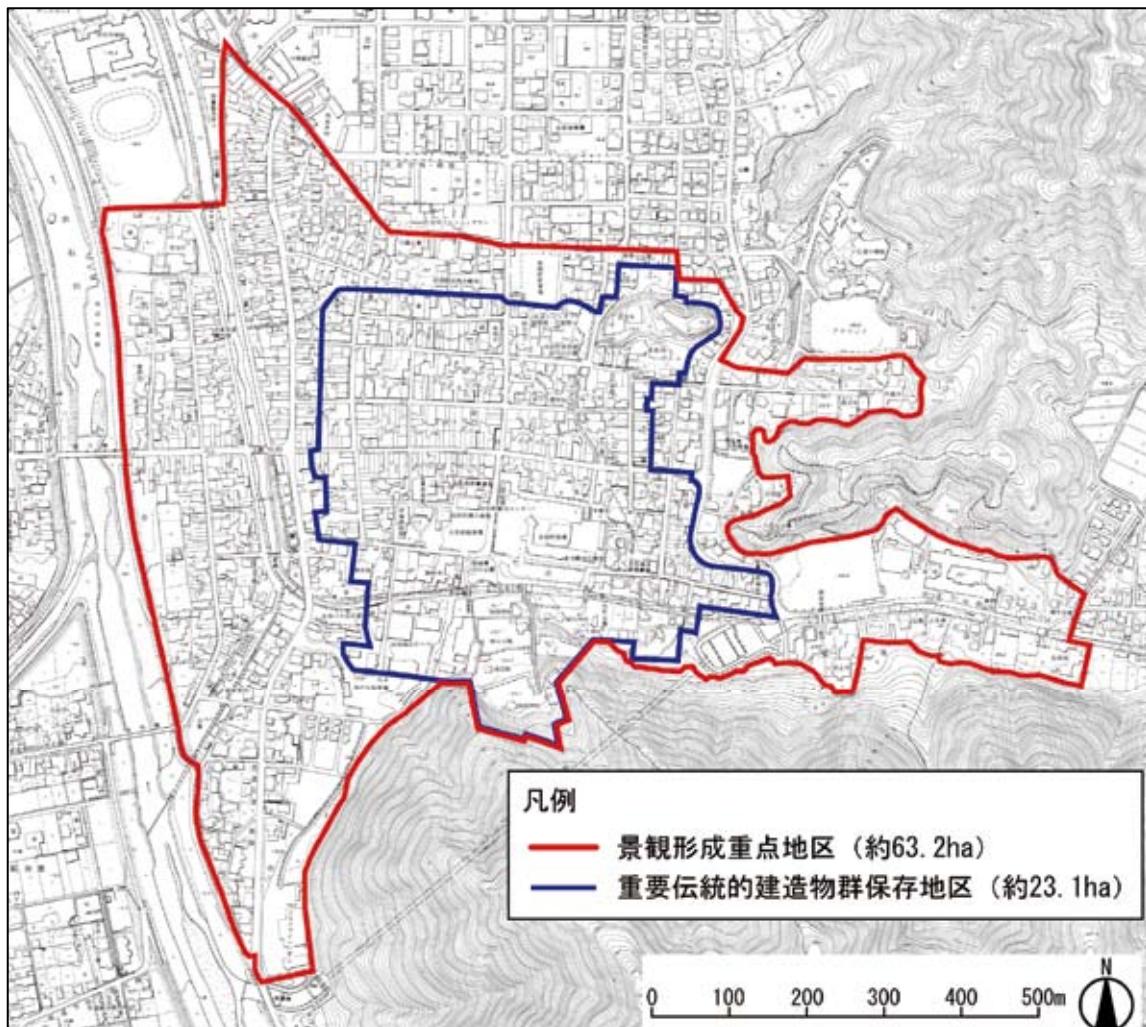
文化7年 出石城下町絵図



江戸時代の町割が色濃く残る出石城下町

2 出石城下町景観形成重点地区の区域

出石城下町景観形成重点地区は、以下の図の区域を指定しています。



出石城下町景観形成重点地区の区域図

3 景観づくりの考え方

近年、建物の老朽化による建て替えや空き家、空き地が増え、城下町の町並みに変化が生じています。出石城下町景観形成重点地区では、これまでの取り組みを踏まえ、以下の考え方で魅力ある城下町の町並みの維持・保全を進めます。

- 地区の中央に位置する重要伝統的建造物群保存地区を中心として、江戸時代からの町割や通りの形状を壊さず、城下町として歴史的な町並みを保全します。
- 建築物や工作物は、壁面の位置や高さなどを揃えて町並みの連続性を保つと共に、出石城下町に適合する形態意匠や色彩・素材等とします。
- 案内板や広告物を設置する場合は、周囲の町並みと調和した大きさやデザイン、色彩等とします。
- 出石城跡や有子山などから眺める城下町の和瓦の家並みや通りの景観を保全するため、屋根材は和瓦とし設備の設置においては十分な配慮を行います。

4 届出の必要な行為

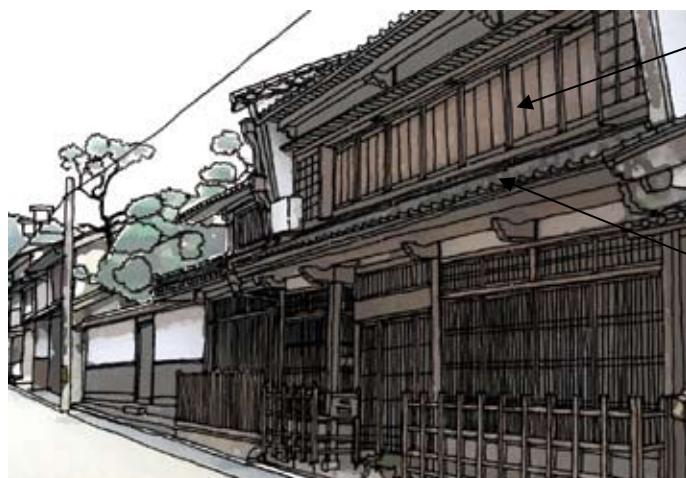
出石城下町景観形成重点地区では、小規模な行為も景観に大きな影響を与えるため、以下の行為を行う場合は、規模に関係なく届出が必要です。

なお、通常の管理行為や軽易な行為は届出の対象とはなりませんが、計画段階において事前に市へご相談ください。

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩を変更する場合
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩を変更する場合
- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をする場合
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質を変更する場合
- 木竹を伐採する場合
- 屋外において、土石、廃棄物、再生資源、その他の物件を堆積する場合
- 水面を埋立てする場合

5 良好的な景観をつくるために

地区のイメージ



町並みと調和した材料を使用する

軒庇の高さをできる限り揃える

2階建てを基本とする

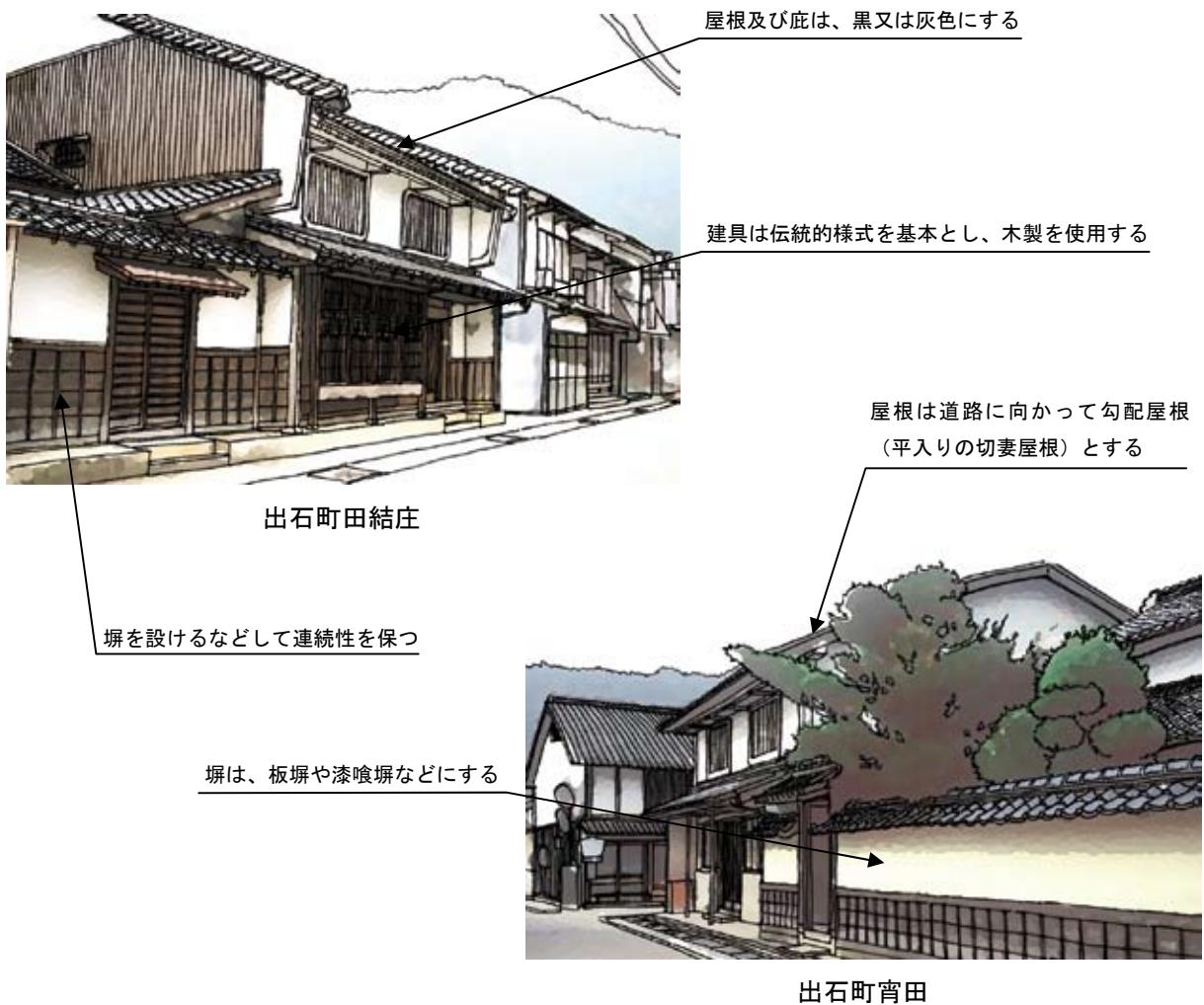
通りに面する壁の仕上げ材は、
周囲の町並みと調和させる

出石町八木



壁面を揃え、町並みの連続感を保つ

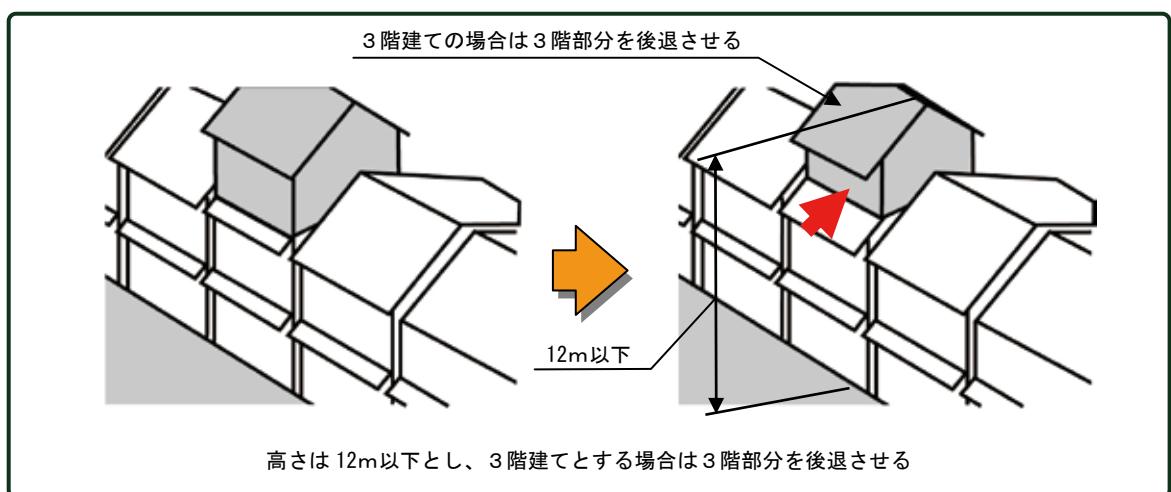
出石町本町



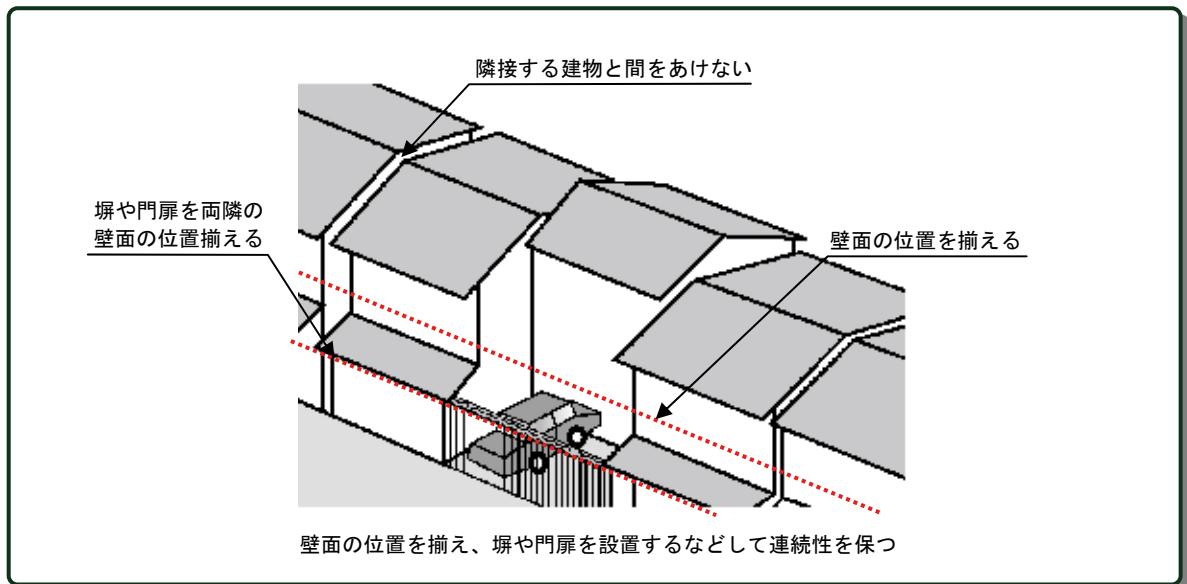
1 規模・配置

出石城下町景観形成重点地区では、江戸時代の敷地割（町割）を大切にし、建物を2階建てとすることで、通りの連続性や出石城跡、有子山などの周囲の山から眺める美しい町並みが保たれています。

建物等の高さは12m以下とし、やむを得ず3階建てとする場合は3階部分を敷地の奥へ後退させます。3階部分を後退することで圧迫感の軽減が図られ、通りの町並みと背景の山々とが調和した出石らしい景観となります。



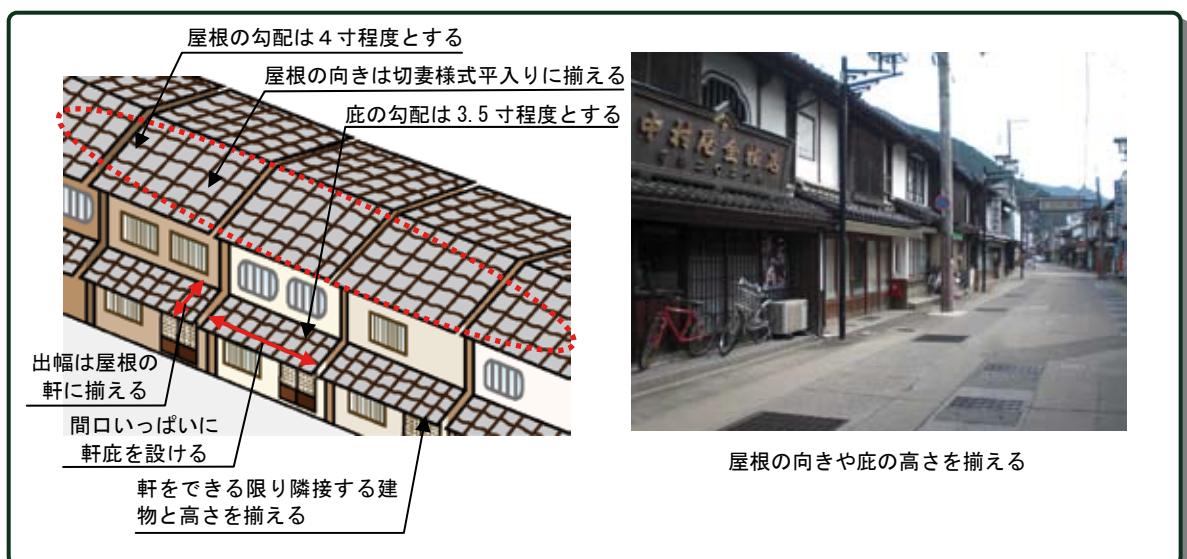
出石城下町景観形成重点地区は、壁面が概ね揃っており、隣家との間があいていないため町並みに連続感があります。やむを得ず建築物を後退させて駐車場等とする場合は、塀や門扉を両隣の壁面の位置に揃えて設置するなどの工夫によって、町並みの連続感を保つようにします。



2 屋根及び庇

出石城下町景観形成重点地区の建築物は、黒や灰色などの同系色の勾配屋根が通りに面しているほか、庇も多く設けていることから町並みに連続感があります。

通りに面する建築物は切妻様式平入りで4寸程度の勾配屋根とし、主たる通りに面する1階と2階の間には周囲の建築物に近似した高さに勾配3.5寸程度の庇を設け、町並みの連続感に配慮します。

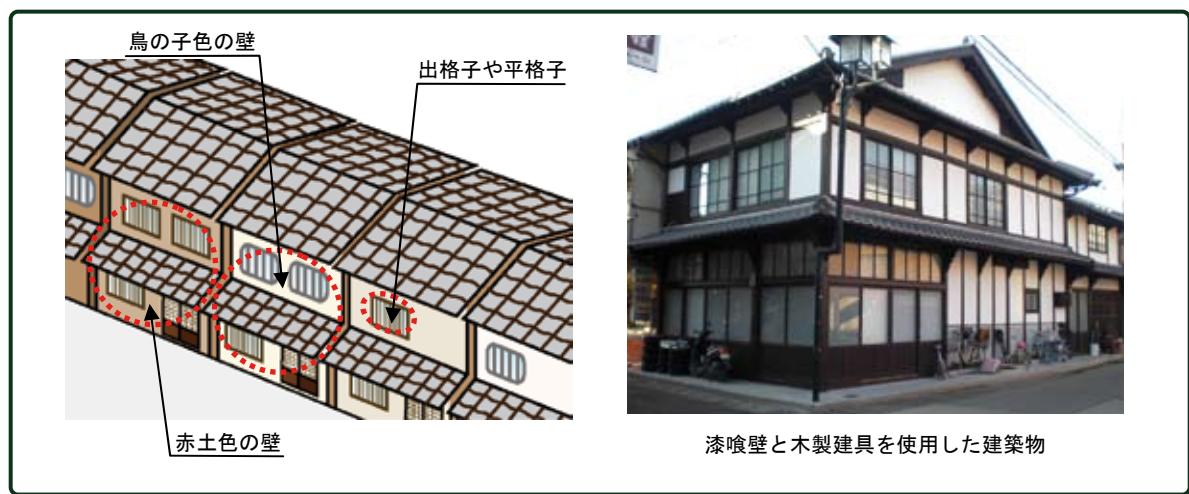


3 外壁及び建具

出石城下町景観形成重点地区は、伝統的様式の木製建具や赤土色・鳥の子色・白色の土壁の建築物が多いことが、町並みの連続感を生み出しています。

通りに面する壁の色は、出石の町並みの基調色である黄系や橙系の落ち着いた色調とするため彩度は6以下とします。建具は茶系の色を使用し、通りに面する建築物の壁面には伝統的様式である出格子や平格子などの木製建具、虫籠窓を使用するなどして、城下町らしい景観に配慮します。

また、1階は土壁、漆喰壁、板壁を基本とし、2階は真壁又は化粧柱で真壁と魅せるようにします。



4 材 料

屋根及び庇は和瓦葺を基本とし、通りから見える和瓦の連続性と出石城跡や有子山から見る眺望景観に配慮します。

また、通りに面する建築物の外壁は、土壁、漆喰壁、板壁が多いことが出石の特色であることから、周囲の伝統的建造物と同じ材料を使用したり、土壁に木や石などの自然素材を組み合わせたりするなどの工夫を行い、町並みと調和した景観に配慮します。



自然素材を組み合わせた建築物

5 建築設備

空調設備や排水管は、通りから見えにくい位置に設置することを基本とします。屋根の上や軒庇の上には設備等を設定しないこととし、やむを得ず正面しか設置することができない場合は、建築物の中に取り込んで設置したり木製の囲いをするなどして、町並みと調和した景観にします。

なお、太陽光発電モジュール（ソーラーパネル）については、原則として設置することができません。



室外機を建物に取り込む



室外機を木製の囲いで隠す

6 その他付帯設備

自動販売機を設置する場合は、道路からできるだけ後退させて囲いをしたり、壁面と同色の仕上げを施すなどして町並みの景観に配慮します。

また、屋上広告物は周囲の山からの眺めに配慮して設置しないようにし、壁面広告物は表示面積や数量を必要最小限としたり、素材、大きさ・位置・色彩等については、軒先の雰囲気を周辺と揃えたりして、町並み景観に配慮します。



自動販売機の色に配慮する



必要最小限の看板にする

7 垣又は柵

通りに面して設置する垣又は柵などは、町並みの連続感を創出するうえで非常に重要な要素となります。コンクリートブロック塀やネットフェンスは出石の町並みに調和しないため、板塀・漆喰の塀に和瓦を設置し、位置を両隣の壁面線に揃えるなどして周囲の町並みと調和させます。

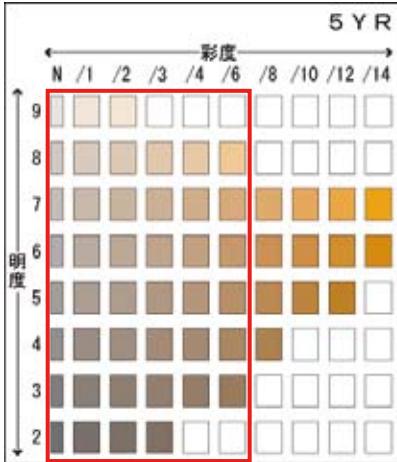
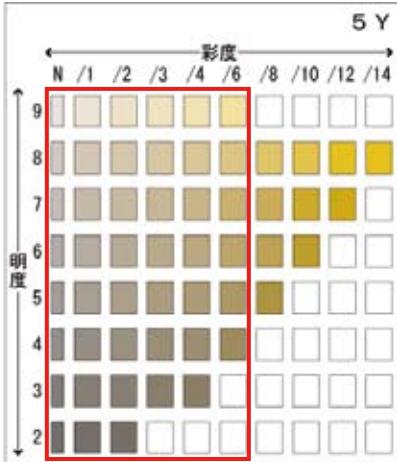


塀や門などで連続感を創出する

景観形成基準

出石城下町景観形成重点地区の景観形成基準

建築物	工作物	事 項	景観形成基準
○	○	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">高さは 12m以下とする。通りに面する建物は2階建てを原則とし、3階建て以下とする。3階建てとする場合は、通りから望見できないように3階部分の壁面を後退させるよう努める。出石城跡や有子山など周囲の山から見て、和瓦の家並みや通りなど城下町の町並みを損なわないこと。
○	○		<ul style="list-style-type: none">通りに面する壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃える。駐車スペース等を確保するためやむを得ず家屋を後退させる場合は、塀、門の設置等により、町並みの連続感を損なわないように努める。
○	—		<ul style="list-style-type: none">屋根形状は勾配屋根とし、その勾配は周囲の家屋と近似したものとする。通りに面する家屋においては、平入りの勾配屋根とし、一階には周囲の家屋に近似した高さに庇を設ける。屋根及び庇は、黒又は灰色とする。

建築物	工作物	事項	景観形成基準
○ ○ 形態・意匠	外壁及び建具		<ul style="list-style-type: none"> 壁面及び窓、格子等の建具の意匠については、伝統的様式を基本とし、町並みの連続感を損なわないようにする。 通りに面する壁の色は、出石の町並みの基調色である赤土色・鳥の子色・白色とする。色調の範囲はマンセル色票系において、色相が5YR(橙)系～5Y(黄)系とし、彩度は6以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。
			  <p>※印刷により、実際のマンセル色票と色が若干異なっています。</p>
	材料		<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び庇は和瓦葺とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も色彩に配慮する。 通りに面する壁の仕上げ材は、周囲の町並みと調和した落ちついた材質感のものを使用する。
			<ul style="list-style-type: none"> 空調設備等は、建築物と一体化させ、通りから見えにくいように設置する。やむを得ず壁面に設置する場合は、木製の囲いや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。
	その他付帯設備		<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように設置する。やむを得ず突出して設置する場合は、町並み景観に配慮した意匠、材料で囲いや覆いを設けるなどの修景に努める。 自動販売機の基調となる色彩は、けばけばしくないものとし、企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、町並み景観との調和に配慮する。 屋上広告物は設置せず、建築物に付帯して設置する屋外広告物は、必要最小限の表示面積及び数とし、城下町としての町並みに調和した意匠、形状、色彩等とする。
			<ul style="list-style-type: none"> 通りに面して設置する垣又は柵は、板塀、漆喰塀等周囲の町並みと調和したものとする。

6 手続きの流れ

1 事前協議

景観形成重点地区内で、建築物等の建築や改築、修繕などを行う場合は、届出の前に市と事前協議を行ってください。市は、出石の城下町らしい景観づくりの考え方、景観形成基準や手続きなどについて、助言や指導を行います。

2 行為の届出

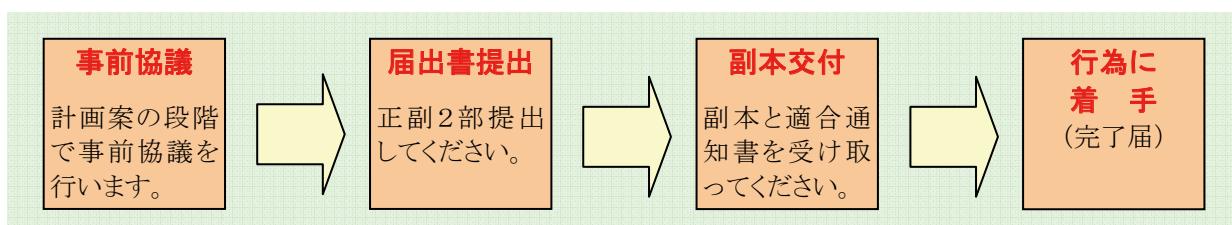
事前協議が済えば、行為の届出書を提出してください。届出に必要な様式は市ホームページからダウンロードすることができます。

3 副本（適合通知書）交付

景観形成基準等に適合する場合は、副本と適合通知書をお渡しします。

4 行為に着手

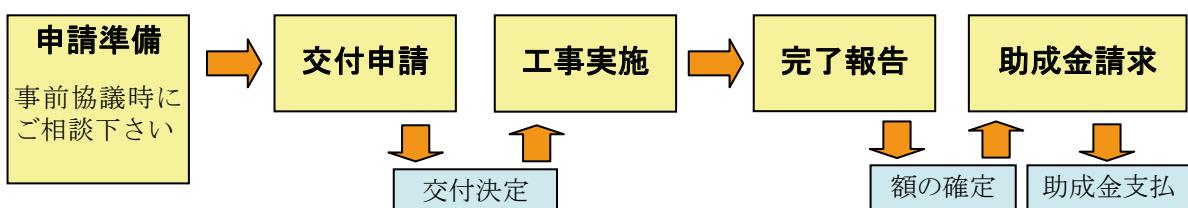
適合通知書受理後に行行為に着手してください。なお、行為の完了後は、速やかに完了の届出書を提出してください。



7 支援制度

1 修景助成制度

景観形成重点地区内において、良好な景観の形成のために必要な行為を行う場合は、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要書類を添付のうえ、工事着手前までに交付申請を行ってください。



2 その他

景観アドバイザーの派遣や市職員による出前講座、景観形成に貢献されている個人や団体の表彰など、景観づくりの支援も行います。詳しくは豊岡市役所都市整備課にお問い合わせください。



問合せ：豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係
〒668-8666 豊岡市中央町2番4号
TEL：0796-23-1111
FAX：0796-22-1839
E-mail：toshi@city.toyooka.lg.jp (平成25年3月作成)